

高等学校等就学支援金制度について

授業料の負担を支援する制度です。次の世帯の方は申請することにより就学支援金が支給され、授業料と相殺しますので、実際に授業料を納付していただくことはありません。

◆申請することができる世帯の方

- ・保護者（親権者）全員の「市町村民税所得割額」の合計が、**30万4,200円未満**の世帯の方
- ・生活保護を受けている世帯の方
- ・ただし、高等学校等を卒業し又は修了した方、高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制の場合は48月）を超える方は就学支援金の申請はできません。

◆申請回数

1年次生は、2回申請していただきます。

- ・1回目は入学式までに申請してください。
（詳しくは、入学手続書類（「合格者の皆さまへ」）の中の「高等学校等就学支援制度のお知らせ」をご覧ください。）
- ・2回目は6月頃、別途ご案内します。

2～4年次生は、学年ごとに1回申請していただきます。

- ・詳しくは6月頃、別途ご案内します。

◆提出書類

- ① 就学支援金確認票
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- ③ 所得に関する書類
（詳しくは、入学手続書類（「合格者の皆さまへ」）の中の「高等学校等就学支援制度のお知らせ」をご覧ください。）
- ④ 保証書

◆注意事項

- ・手続きが遅れたり、行わなかった場合は、授業料をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- ・申請されない方も「就学支援金確認書」及び「保証書」は提出してください。

※ ご不明な点は、**秦野総合高等学校事務室**までお問い合わせください。